

[事案 2021-311] 契約無効請求

・令和4年12月12日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右母指ばね指の治療で腱鞘切開術を受けたため、令和2年1月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、給付金は支払われたものの、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1)加入時、募集人に、原発性胆汁性胆管炎という持病があることを伝えた。
- (2)募集人が自分の持病について上司に確認したところ、上司は告知が必要な慢性肝炎および肝硬変に該当しないと判断したため、募集人は自分に告知は必要ないと説明した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の持病を承知していたが、肝硬変の疑いがあるか否かについては分からなかったことから、上司に確認し、「肝硬変ではない」との回答を得たと説明している。しかし上司は、募集人から確認されたか記憶にないと述べている。
- (2)募集人は、申立人にありのままを告知するよう説明しており、告知妨害や不告知教唆を行ったとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人上司に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。